

## 「児童ポルノ排除対策推進協議会」規約（案）

## （名称）

第 1 条 この会議は、児童ポルノ排除対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

## （目的）

第 2 条 推進協議会は、児童ポルノ排除総合対策（平成 22 年 7 月 27 日犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進することを目的とする。

## （活動）

第 3 条 推進協議会は、次の活動を行う。

- (1) 児童ポルノ排除のための活動方針を定めること。
- (2) 児童ポルノ排除対策に関し、情報を交換して相互に連携、協力を図ること。
- (3) 児童ポルノ排除のため広報、啓発、普及等の自主的な活動を推進すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

## （構成）

第 4 条 推進協議会の構成員は、別表に掲げる団体等の代表者等で構成する。

## （役員）

第 5 条 推進協議会に会長 1 名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長は、内閣府副大臣とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、構成員の互選によりこれを定め、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 副会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## （総会）

第 6 条 推進協議会総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は年 1 回開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 児童ポルノ排除のための活動方針に関すること
  - (2) 規約の改廃に関すること
  - (3) その他重要な事項
- 3 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

( 幹事会 )

第 7 条 会長は、推進協議会の下に、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の設置、運営に関する事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 8 条 推進協議会の事務局を内閣府に置く。

( 雑則 )

第 9 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

児童ポルノ排除対策推進協議会構成団体等

(民間団体等)

安心ネットづくり促進協議会  
ECPAT/ストップ子ども買春の会  
子どもを性犯罪から守るクローバーキッズ協会  
財団法人インターネット協会  
財団法人青少年問題研究会  
財団法人日本ユニセフ協会  
社会福祉法人全国社会福祉協議会  
社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会  
**社団法人全国高等学校PTA 連合会**  
社団法人全国少年警察ボランティア協会  
社団法人テレコムサービス協会  
社団法人電気通信事業者協会  
社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
社団法人日本小児科学会  
社団法人日本PTA全国協議会  
社団法人日本臨床心理士会  
**全国高等学校長協会**  
全国市長会  
全国児童相談所長会  
全国知事会  
全国町村会  
全国都道府県教育長協議会  
全国連合小学校長会  
全国養護教諭連絡協議会  
全日本中学校長会  
特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ  
特定非営利活動法人ポラリスプロジェクトジャパン  
デジタルアーツ株式会社  
日本教職員組合  
ネットスター株式会社

(五十音順)

(行政機関)

内閣官房副長官補(内政)

内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

警察庁生活安全局

総務省総合通信基盤局

法務省刑事局

外務省総合外交政策局

文部科学省スポーツ・青少年局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

経済産業省商務情報政策局